

令和7年4月からの入院時食事療養費について

今般の食材費等の高騰をふまえ、厚生労働省より令和7年4月1日から以下の通り、入院時食事療養費の自己負担金額が改定されることとなりました。

全医療機関共通の値上げ額となります。

入院患者様・ご家族様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

改定内容 【 実施日 】 令和7年4月1日より

改定内容

所得区分（限度額適用認定証の区分）		令和7年3月まで	→	令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様			
区分（ア）	現役並 Ⅲ	490円/1食 (44,100円/30日)	→	510円/1食 (45,900円/30日)
区分（イ）	現役並 Ⅱ			
区分（ウ）	現役並 Ⅰ			
区分（エ）	一般			
区分（オ） (住民税非課税の方で 90日までの入院)	区分 Ⅱ (住民税非課税の方で 90日までの入院)	230円/1食 (20,700円/30日)	→	240円/1食 (21,600円/30日)
区分（オ） 住民税非課税の方で 90日を超える入院	区分（Ⅱ） 住民税非課税の方で 90日を超える入院	180円/1食 (16,200円/30日)	→	190円/1食 (17,100円/30日)
	区分（Ⅰ）	110円/1食 (9,900円/30日)	→	110円/1食（変更なし） (9,900円/30日)